

## 【論文】

# 地域間の財政格差と「ふるさと納税」の純収支に関する検討

金 目 哲 郎

## はじめに

最近、ふるさと納税の寄附金額が急増している。2021年度の受入額は全国合計で約8302億円にのぼり、これは2015年度の受入額の5倍の規模である。

一方、制度創設時のふるさと納税研究会報告書によれば、その冒頭に「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ『ふるさと』の地方団体には税収はない」という問題が提起されている。ふるさと納税の制度趣旨の一つとして、都市の税収を地方に移し、財政難に苦しむ地方圏の活性化につなげる狙いがあることを読み取ることができる。むろん、ふるさと納税の制度設計上、各地方自治体の財政需要や財政収入に基づき財政調整を行うしくみにはなっていないが、実際に、近年の状況をみると、財政力が比較的弱い地方圏の地方自治体のなかには、多額の寄附を受け入れている地方自治体も少なくない。

そこで、本稿<sup>1</sup>の目的は、ふるさと納税制度を実態としてみたとき、地域間でどのように財政収入が移動しているのか、都市圏と地方圏との財政格差を是正する役割を果たしているのかにつき、決算数値に基づき検討することである。そのうえで、ふるさと納税制度に期待される役割とは何かを再考する。

## 1 ふるさと納税の現状

近年の寄附金額と件数の推移について、全国の地方自治体の集計値で確認しよう。ふるさと納税制度が創設された2008年度は、受入額が81.4億円（受入件数は5.4万件）であり、その後の数年間、大きな増減はなかったが、2015年度から大幅に増加し始めている。同年度の受入額は1652.9億円（受入件数は726.0万件）、以下同様に、2020年度6724.9億円（3488.8万件）、2021年度8302.4億円（4447.3

<sup>1</sup> 本稿は、弘前大学経済学会第47回大会（2022年10月22日）における研究発表に基づく。発表にあたり、討論者の細矢浩志先生（弘前大学人文社会科学部教授）から今後のふるさと納税制度の課題を大局的に捉えるための助言を頂いた。佐賀県庁の北村和人氏（産業労働部 DX・スタートアップ総括監）から同県のふるさと納税の戦略を主導した実務経験に基づくコメントを頂いた。また、公益財団法人地方自治総合研究所の飛田博史氏（同研究所副所長）には地方財政論の原理原則に基づく検討課題について助言を頂いた。ここに謝意を表したい。

万件)へと急増し、受入額と受入件数は2年連続で過去最高を更新している。これに関連して、ふるさと納税の寄附による住民税の税額控除額も過去最高を記録し、2022年度課税における都道府県分と市町村分の合計控除額は5672.4億円、控除適用者数は740.8万人にのぼり、2016年度課税分の控除額の5.7倍の規模へと増加している。

表1は、2021年度のふるさと納税の受入額、2022年度課税の市町村住民税の税額控除額について、それぞれ金額の大きかった上位10団体の状況を示してある。受入額では、北海道、宮崎など地方圏の地方自治体が多額のふるさと納税を受け入れている一方、税額控除額をみると、横浜、名古屋、大阪などの大都市圏の地方自治体の控除額が大きい傾向が確認できる。また、受入額の上位10団体の財政力指数は単純平均で0.54であるのに対し、税額控除額の上位10団体の財政力指数は同じく0.92で財政力が強い。これらの状況から、大都市圏の住民が、より多額のふるさと納税の寄附を行い、その受入先の多くが地方圏の地方自治体となっている。全体として捉えると、財政力の強い大都市圏と財政力の弱い地方圏との間で財政収入が移転している様相がうかがえる。

表1 ふるさと納税の受入額と税額控除額、財政力指数の状況

(単位 百万円)

受入額の上位10団体				税額控除額の上位10団体			
団体名	受入額	受入件数(件)	財政力指数	団体名	控除額	控除適用者数(人)	財政力指数
紋別市(北海道)	15,297	1,105,051	0.32	札幌市(北海道)	6,639	122,918	0.74
根室市(北海道)	14,605	774,308	0.35	さいたま市(埼玉県)	7,391	115,626	0.98
白糠町(北海道)	12,522	827,301	0.26	港区(東京都)	6,129	46,454	1.26
敦賀市(福井県)	7,722	445,917	0.92	世田谷区(東京都)	8,396	117,483	0.71
富士吉田市(山梨県)	7,214	266,946	0.71	横浜市(神奈川県)	23,009	340,749	0.97
泉佐野市(大阪府)	11,347	894,137	0.95	川崎市(神奈川県)	10,291	161,579	1.03
洲本市(兵庫県)	7,842	583,982	0.49	名古屋市(愛知県)	14,315	195,648	0.99
飯塚市(福岡県)	6,564	574,043	0.51	京都市(京都府)	6,443	100,935	0.81
都城市(宮崎県)	14,616	695,351	0.55	大阪市(大阪府)	12,359	211,140	0.94
都農町(宮崎県)	10,945	562,727	0.32	神戸市(兵庫県)	7,000	115,342	0.79

(出所)各市町村「令和2年度決算カード」、「ふるさと納税に関する現況調査(令和4年度実施)」より作成。

## 2 先行研究

ふるさと納税の制度創設にあたっては都市と地方圏との税収格差への問題が示され、また、受入額と税額控除額の現状からは地域間での財政収入の移転の様相がみてとれた。

では、地方自治体間の財政格差とふるさと納税の受入状況について具体的にみたととき、同制度が実態として財政調整機能を果たしているのだろうか。

ふるさと納税による財政格差の是正に関する近年の先行研究を概観しよう。橋本・鈴木(2016)は北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県下の市町村データで分析し、財政力指数とふるさと納税の寄附金額との間に相関関係はみられないことを明らかにしている。佐藤(2021)は住民1人

当たりのふるさと納税のネット収支と市町村税収の回帰分析を行った結果、統計的に有意でなく、税源偏在の是正効果に乏しいと述べる<sup>2</sup>。一方で、矢部ほか(2017)は2015年度のデータに基づき財政力指数、人口、課税対象所得と、受入額から税額控除額を差し引いたふるさと納税収支との関係を検証し、「大きく見れば、ふるさと納税は税の地域間格差是正の機能」を有するが「必ずしも税収が財政力の低い地域へ均等に流れている」のではなく、ふるさと納税収支が赤字になる自治体もあることを指摘する。これらの先行研究では、財政力とふるさと納税との相関関係に関する評価に若干の相違はあるものの、ふるさと納税が税収格差の是正に寄与しているとはいいがたいという結論で概ね一致している。

### 3 純収入と純収支でみる地方自治体全体の検証

#### 3-1 純収入と純収支

本節では、2021年度のふるさと納税の受入額と税額控除額が先行研究における分析時期の金額に比して激増していることから、直近データで再検証、再評価を試みる。また、全国の都道府県分と、都道府県ごとに集計した市町村分を用いて、ふるさと納税の受入額や税額控除額が地域間でどのように配分されているのか、これらの資金がどのように地方自治体間に行き渡っているのかを浮き彫りにする。

先行研究では、ふるさと納税受入額から税額控除額を差し引いた金額をネット収支（ふるさと納税収支）として分析に用いているが、本稿では、より実質的な収支に近づけるため、ふるさと納税の受入額から、受入に要した費用（返礼品調達や送付のためのコスト等）を差し引いた「純収入」を計算した。そのうえで、「純収入」から税額控除額を差し引きした「純収支」を算出した。

表2のとおり、まず、都道府県分をみると、山形県が純収入（約13.9億円）、純収支（約6.6億円）ともに最大で、これに続く佐賀県も純収支が黒字であったが、一方、この2つの県を除いたすべての都道府県の純収支は赤字であった。次に、市町村分では、北海道内市町村の純収入（約627.2億円）、純収支（522.3億円）が最大で、これに宮崎県内市町村が続く。なお、純収入では、大阪府や福岡県内市町村が上位に位置するが、純収支で順位が下がるのは税額控除額が比較的に大きいためである。

<sup>2</sup> 佐藤(2021)は既存研究を参考にして、受入額から税額控除額を差し引いたネット収支に基づき「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和2年度実施)」(2019年度データ)で検証した。

表2 純収入と純収支の上位5団体

(単位 百万円)

都道府県分				市町村分 (都道府県別の集計)			
純収入		純収支		純収入		純収支	
山形県	1,392	山形県	664	北海道	62,719	北海道	52,234
佐賀県	730	佐賀県	11	宮崎県	24,727	宮崎県	23,461
長野県	662	鳥取県	-189	福岡県	23,144	鹿児島県	18,817
山梨県	513	島根県	-406	鹿児島県	20,694	山形県	17,504
大阪府	401	高知県	-411	山形県	18,596	佐賀県	16,408

(出所)「ふるさと納税に関する現況調査 (令和4年度実施)」より作成。

### 3-2 都道府県分の検証

以下では、都道府県分と市町村分のふるさと納税の実績と地方税収データに基づき、当該地方自治体の人口で除した1人当たり金額で検討する。ふるさと納税の受入額と税額控除額は、前年度比でそれぞれ23%増、28%増へと急増した2021年度実績のデータを用いる。地方税収については、これに最も近い公表済みのデータとして2020年度決算の地方税収を用いる。過年10か年程度にわたり決算データを確認したところ人口当たり地方税収でみた地方自治体の順位の傾向はほぼ固定化しているため、本稿の検討に差し支えることはない。なお、本節における各図の横軸は人口1人当たり地方税収の大きい順で並べてある。

図1は、都道府県分のふるさと納税の純収入と地方税収を示してある。まず、すべての都道府県において、地方税収に比して、ふるさと納税の純収入が極めて少ないことが確認できる。人口当たり地方税の上位10団体(東京都を除く)におけるふるさと納税の純収入の合計が約10億3800万円に対して、地方税の下位10団体の純収入の合計13億4281万円であることから、税収の少ない地域ほど純収入が多い様相<sup>3</sup>が確認できる。しかし、たとえば、人口当たり地方税が最も大きい福井県の純収入が124円に対し、地方税が最も小さい沖縄県の純収入が25円であるように、個別にみると、地方税収の少ない都道府県でふるさと納税の純収入が多くなるとは限らない。

このように、総じてみると、ふるさと納税の純収入が多いのは地方圏にある地方自治体であることは確認できるものの、税収の少ない地方圏の地方自治体に純収入が体系的に幅広く行き渡っておらず、かつ、純収入が極めて少額である点も踏まえると、ふるさと納税の純収入は地方税収の格差是正に寄与しているとはいえない。

<sup>3</sup> 上位10団体の純収入の合計額を当該団体の人口の合計で除した人口当たり金額でみると、上位10団体の純収入35円、同様にして、下位10団体の純収入112円であった。

(単位 千円)

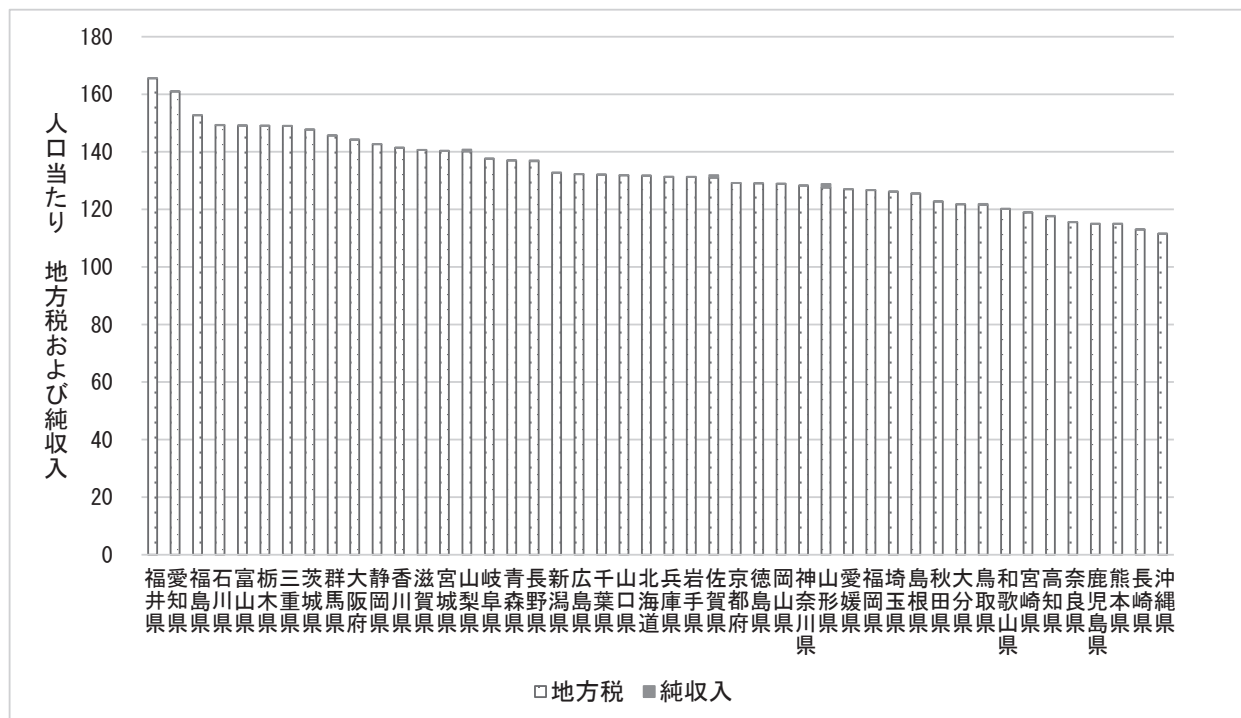


図1 道府県分の地方税および純収入

(注1) 2020年度の道府県税収の決算額を各道府県の人口で除した。東京都の地方税には都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、本図では東京都を除いた。なお、東京都は地方税382千円(人口当たり金額)、純収入13円(同)であった。

(注2) 人口は『地方財政統計年報』に掲載されている住民基本台帳人口(原資料は令和2年度公共施設状況調査による。)に基づく。以下の図において同じ。

(出所) 総務省(2022)『令和2年度地方財政統計年報』、「ふるさと納税に関する現況調査(令和4年度実施)」に基づき作成。

図2は、税額控除額を考慮した純収支を都道府県ごとに示した。ほぼすべての道府県では、ふるさと納税で純収入を上げても税額控除額によって相殺されていることが確認できた。詳しくみると、純収支が正である山形と佐賀の両県を除き、大部分の都道府県では若干の金額ながらも純収支は負であり、都道府県分についてはふるさと納税が実質的な歳入増に寄与していないことがわかる。



(単位 千円)

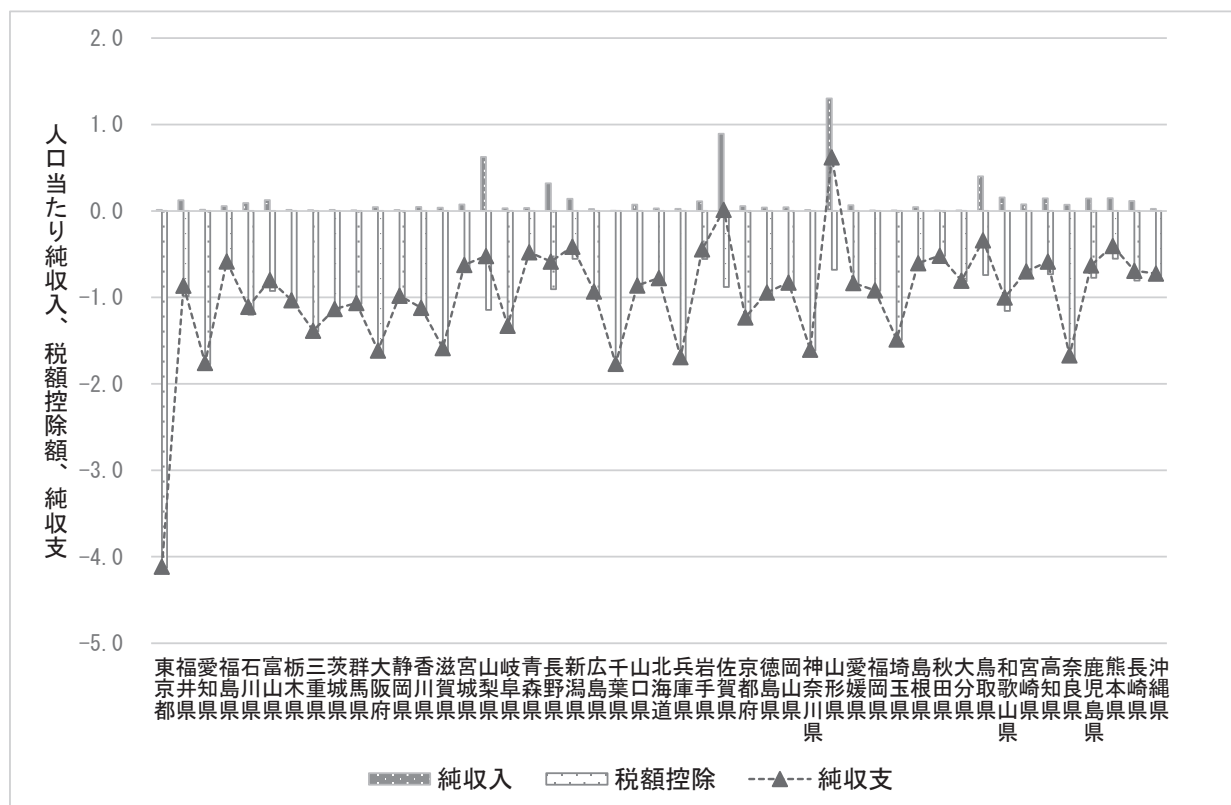


図2 都道府県分の純収支、純収入および税額控除

(出所) 総務省 (2022) 『令和2年度地方財政統計年報』、「ふるさと納税に関する現況調査 (令和4年度実施)」に基づき作成。

### 3-3 市町村分の検証

同様に、図3は、市町村分のふるさと納税の純収入と地方税収を示した。ここでは市町村のデータを当該市町村が所在する都道府県ごとに集計してある。地方税収に対する純収入の規模は、都道府県分と比べると大きい。また、地方税収の低い市町村のほうが、地方税収の高い市町村よりも純収入が多い傾向がみられる。人口当たり地方税の上位10団体における純収入の計946億1106万円に対して、下位10団体における純収入は計1021億2542万円であり、地方税収の少ない地域ほど純収入が多い様相<sup>4</sup>が確認できる。しかし、人口当たり地方税収の下位10団体を個別にみると、人口当たり純収入はそれぞれ、宮崎県内市町村2万2740円、佐賀県内市町村2万1371円であるのに対し、青森県内市町村2487円、沖縄県内市町村3258円にとどまるなど、地方税収の少ない地域間において純収入の格差が大きい。

つまり、市町村分を実態としてみると、ふるさと納税の純収入が多いのは地方圏にある地方自治体である傾向は確認できるものの、地方税収の少ない地方圏の地方自治体において大きな純収入を

<sup>4</sup> 人口当たり金額では、地方税の上位10団体の純収入1909円に対して、下位10団体の純収入9237円、同じように、地方税の上位5団体の純収入1771円に対して、下位5団体の純収入5496円であった。



(単位 千円)

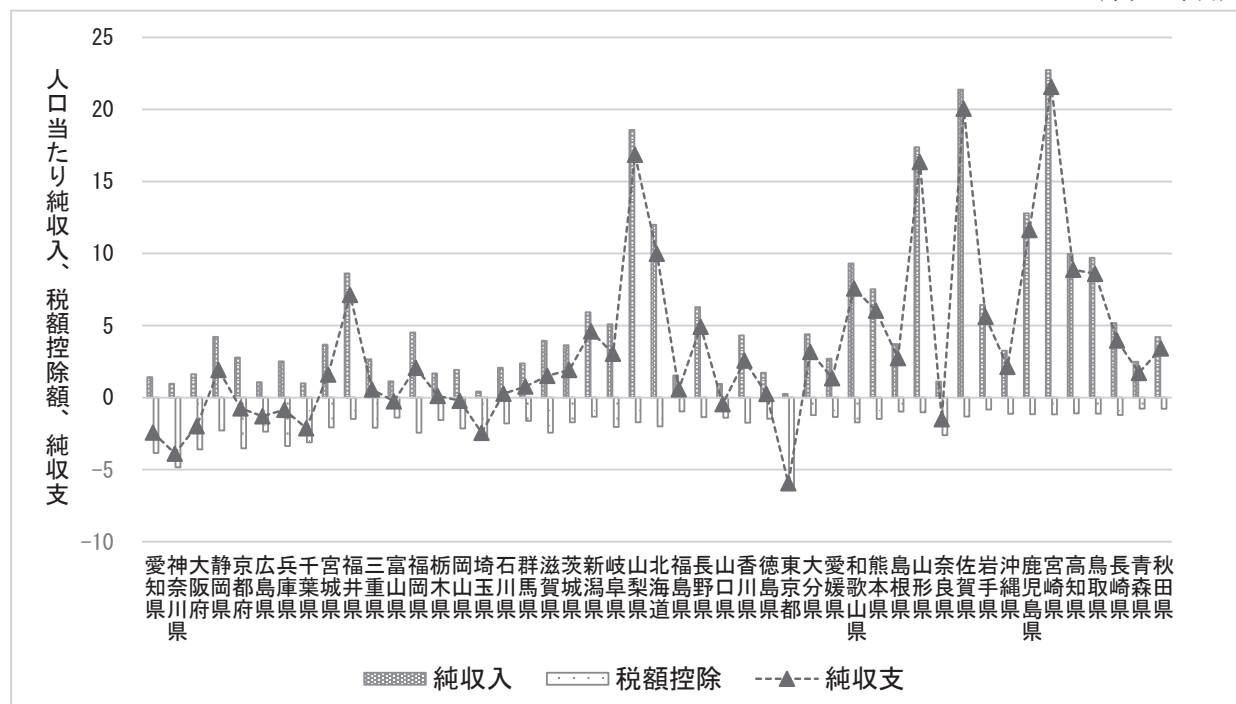


図4 市町村分の純収支、純収入および税額控除

(出所) 総務省 (2022) 『令和2年度地方財政統計年報』、「ふるさと納税に関する現況調査 (令和4年度実施)」に基づき作成。

#### 4 純収支でみる個別の地方自治体の検証

前節で検討した市町村分では、都道府県内の市町村を集計したデータに基づき全体的な傾向を捉えて、地方税収が少ない地方圏にある道府県の間でも市町村の純収支に大きな格差があることを示した。本節では、各地方自治体におけるふるさと納税と財政状況との関係を具体的に把握するため、同一の道府県にある個別の市町村について詳しく検討しよう。ここでは、純収支の黒字が最も大きい宮崎県内の26市町村と、東京都<sup>5</sup>に次いで純収支の赤字が最も大きい神奈川県内の33市町村の純収支を検討対象とする。

図5は、各市町村の財政力指数と人口当たりで計算したふるさと納税の純収支との関係を示してある。両者の間には明らかな相関関係は見出しがたいが、純収支が赤字となっているのは、財政力指数が0.7以上の地方自治体であり、このすべてが神奈川県内の20市町である。一方、純収支が10,000円を超える黒字となった20市町村のうち、宮崎県内市町村が17団体を占め、財政力指数0.5未満の市町村は13団体と過半を占める。こうしてみると、純収支は、財政力の強い市町村で赤字になり、財政力の弱い市町村で黒字になる傾向がある。

しかし、財政力指数が0.9を超える市町村でも純収支が黒字の市町村が8団体あり、一方、財政

<sup>5</sup> 東京都の税財政制度が他の道府県と異なるため本節の検討から除いた。



力指数が0.3に満たない10市町村でみると最大の黒字額を最小の黒字額で除した格差倍率が17.5倍になるなど、財政力指数の低い市町村間においても純収支の黒字の規模に大きな開きがある。つまり、市町村を個別にみていくと、大都市圏や地方圏という同一の地域内にあっても純収支のバラツキの存在が改めて浮き彫りになる。

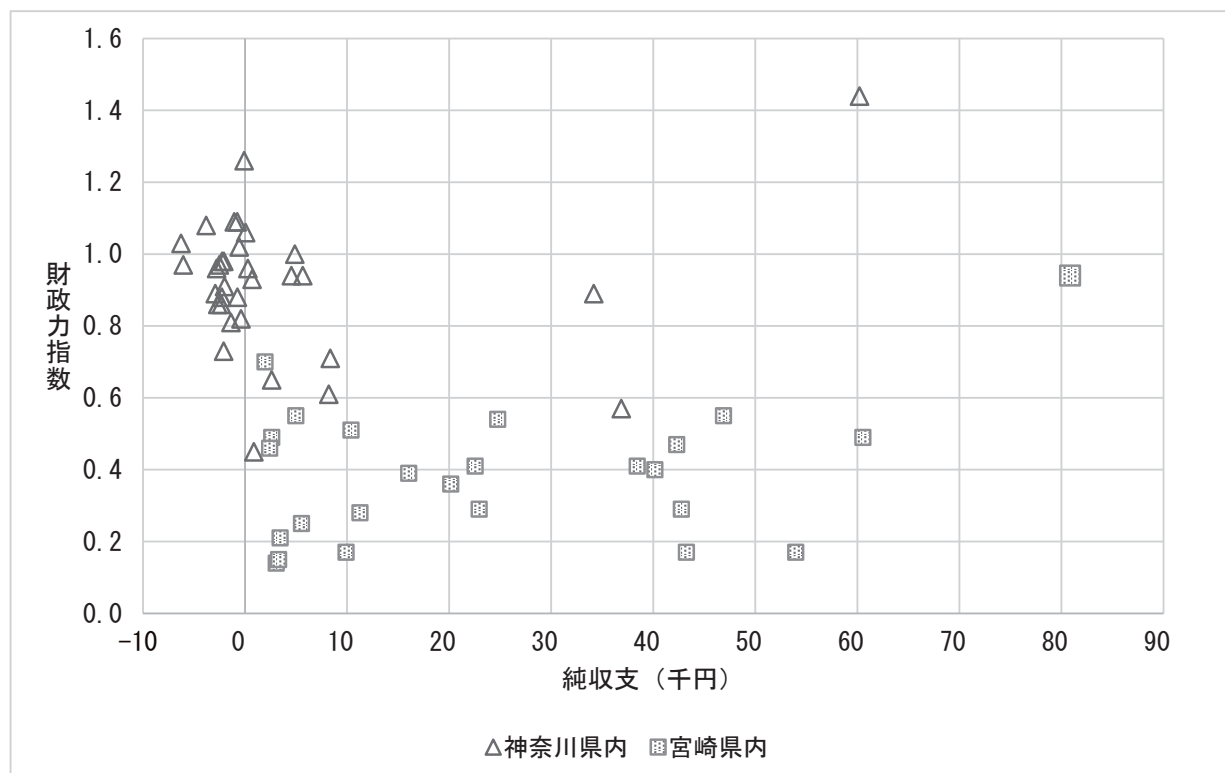


図5 財政力指数とふるさと納税の純収支

(注) 宮崎県都農町(財政力指数0.32)の人口当たり純収支は約53万円であり、他の市町村の値を大きく超えているため、図には示していない。

(出所)「ふるさと納税に関する現況調査(令和4年度実施)」、「神奈川県内および宮崎県内の各市町村の決算カード」に基づき作成。

## 5 まとめにかえて

以上の検討結果から、大きく捉える限りでは、大都市圏と地方圏との間で財政格差の是正につながるような財政収入の移動の様相はうかがえるものの、個別の地方自治体でみると、ふるさと納税の純収支は地域間での相違が大きく、人口当たり地方税収や財政力との明らかな相関関係は見いだせなかった。また、都道府県分では大部分の地方自治体で純収支が赤字であり、地方税収の少ない地方圏の地方自治体間では、特に市町村分における純収支の格差が顕著であった。

また、そもそも寄附先の選択が地方自治体の返礼品に強く関わっているとすれば、ふるさと納税と当該自治体の財政力との直接的な相関性は見いだせないという結果はある程度予想される。返礼品で人気のある北海道や九州などの市町村では財政力が低いところも多いので、ふるさと納税の純

収支と財政力の程度とが関連するようにみえることもある。

これらのことは、現行のふるさと納税と税額控除のしくみでは、一定の合理的基準による財政調整の役割は果たされないことを示している。つまり、実態としてみても、また制度面からみても、ふるさと納税制度には、地域間の財政格差を是正するための体系的、合理的かつ精緻な財政調整機能は内包されておらず、同制度に地方交付税制度を補完する役割を期待することはできない。さらに、税財政の原則論に照らすと、本稿で論じた財政格差の是正にかかる課題のほか、財政民主主義や寄附金控除のあり方など検討すべき課題もある。

しかし、全国的に地域経済が低迷するなか、近年のネットショッピングの普及や、各地方自治体が提供する充実した返礼品にも支えられて、ふるさと納税が急増傾向にあることは注目される。今後、地方自治体は、ふるさと納税制度を財源調達の手法としてでなく、地元産品の開発などを通じた地域経済の活性化を促す手法として同制度を活用し育てていく視点が求められる。

## 参考文献

佐藤良 (2021) 「ふるさと納税の現状と課題—返礼品競争への対応と残された課題—」『調査と情報』第1147号, pp.1-12.

総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和4年度実施)」(2022年7月発表).

橋本恭之・鈴木善充(2016)「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』第54号, pp.13-38.

ふるさと納税研究会 (2007) 「ふるさと納税研究会報告書」, 2022年10月22日参照, <[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)>.

保田隆明・保井俊之(2017)『ふるさと納税の理論と実践』事業構想大学院大学出版部.

矢部拓也・笠井明日香・木下斉(2017)「ふるさと納税」は東京一極集中を是正し、地方を活性化しているのか—都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える—『徳島大学社会科学研究』第31号, pp.17-70.